

魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市民が主体となった自治の実現のため、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした事業提案を公募し、市民と魚津市が事業目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき、協働して事業を実施する魚津市まちづくりチャレンジ協働事業（以下「協働事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「提案団体」とは、自治会、地域活動団体及び地域振興会並びに魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等であって、魚津市内に本拠を置くものとする。

(協働事業)

第4条 協働事業は、持続可能性や自立性が期待できる公益的及び社会貢献的な事業であって、提案団体が具体的な計画等を企画し、市と協働して行うことで、著しい効果が期待できる事業で次に掲げるものとする。

(1) テーマ設定型事業 市の設定したテーマに基づき提案する事業

(2) 自由テーマ型事業 自由なテーマで提案する事業

(実施期間)

第5条 協働事業の実施期間は、単年度を原則とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の補助率及び限度額)

第7条 補助金の補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

事業	補助額	限度額
テーマ設定型事業	2 / 3 に相当する額	30万円
自由テーマ型事業	1 / 2 に相当する額	30万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(提案団体の要件)

第8条 提案団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 5人以上の構成員で組織されており、かつ、その過半数が魚津市

に住民登録されているものであること。

- (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- (3) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (4) 原則として、1年以上継続して活動している団体であること。
- (5) 事業の成果報告ができる団体であること。
- (6) 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（提案の手続き）

第9条 協働事業の提案を行う提案団体は、魚津市まちづくりチャレンジ協働事業提案書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第4号）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- (6) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

（調査、審査及び選考）

第10条 市長は、前条の規定により提案のあった協働事業について、提案関係書類を調査し、関係課の意見を付して魚津市参画と協働のまちづくり推進会議の代表者及び本市職員で構成する選考委員会に提出するものとする。

2 選考委員会は、公開の場において提案団体による協働事業内容についての説明を受け、提出書類及び説明の内容を評価し、協働事業に採択する候補を選定するものとする。ただし、多数の提案があった場合は、事前の選考委員会で書類審査による審査及び選考を実施した上で、公開の選考会を行うものとする。

3 選考委員会は、審査及び選定の結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

（協働事業の選考基準）

第11条 提案のあった協働事業の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 応募資格の要件を満たしていること。

- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 提案内容が陳情、要望又は財政的援助を主な目的としていないこと。
- (4) 国、県及び市の補助又は委託の対象となっていないこと。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。
- (6) 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
- (7) 事業実施を伴わない調査又は研究事業でないこと。
- (8) 協働の役割分担が明確で、提案団体が実施することによって、効果的で質の高いサービスが提供できる事業であること。
- (9) 先駆的で新しい視点からの事業であること、又は既存事業の拡充が図られ、地域での活動の広がりが期待できる事業であること。
- (10) 公益的及び社会貢献的な事業であって、提案団体と市が協働して取り組むことによって地域課題の解決や市民サービスの実現が図られると期待できること。
- (11) 実施体制が十分で事業を確実に実施できること。
- (12) 経費の積算等が適正であること。

(決定及び通知)

第12条 市長は、選考委員会からの報告に基づき、候補に選定された協働事業の採択の可否を決定し、その結果を提案団体に魚津市まちづくりチャレンジ協働事業選考結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金交付申請)

第13条 採択された事業を実施する提案団体（以下「事業実施団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第7号）により補助金の交付申請を行うものとする。

(実績報告)

第14条 事業実施団体は、補助事業が完了した時は、完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年の会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 協働事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働事業の実績報告書の参考となる書類

(情報公開等)

第15条 市長は、第9条の規定により提案のあった協働事業について、当該事業の概要を公表するものとする。

2 市長は、採択された事業について、事業実施団体の名称、当該事業の概要、成果等について公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(要綱の廃止)

3 魚津市市民公募型提案事業補助金交付要綱（平成28年魚津市告示第105号）は廃止する。

別表（第6条関係）

項目	内容
賃金	事業実施のために必要な人件費（実施団体の構成員の人件費を除く。）。ただし、補助額の50%以内とする。
報償費	外部講師等への謝金
旅費	講師等の旅費、会議又は打合せのための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費
燃料費	事業実施のために必要な車両のガソリン代等
食糧費	外部講師等の茶菓子代、事業に参加した者に提供する飲み物代等
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷製本費
通信運搬費	郵送料、宅配等の運搬用経費（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限る。）
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
使用料及び賃貸料	イベント会場使用料（団体事務所の賃借料を除く。）及び車両等の借上料
原材料費	事業に直接使用する原材料
その他経費	事業実施のために必要な上記以外の経費。ただし、事前に協議し、市長が特に認めたものに限る。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

年度 魚津市まちづくりチャレンジ協働事業提案書

魚津市長 あて

団体所在地

団体名

代表者名

印

（担当者氏名）

（電話）

年度魚津市まちづくりチャレンジ協働事業について、下記の通り関係書類を添えて応募します。

記

1 協働事業の名称

【

2 事業区分（いずれかに○をつけてください。）

テーマ設定型事業 ・ 自由テーマ型事業

3 添付書類

- (1) 魚津市まちづくりチャレンジ協働事業 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第 4 号）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- (6) 団体目的等についての誓約書（様式第 5 号）

備考

- (1) 提案書及び添付書類等は全て A 4 サイズ片面としてください。
- (2) 各記入欄の大きさの変更は可能です。
- (3) 添付書類で無いものがある場合は、それに代わるものを添付してください。

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

事業の名称		
事業の目的	(解決すべき課題)	
事業の内容	対象	(どこで、だれに等)
	手法	(いつ、どのように、何を等)
	目標	(目的とする結果、数値基準等)
協働して取り組むことの必要性	(団体や行政の特性から説明してください。)	

役割分担	(提案団体が果たす役割)																											
	(事業実施に伴う市の役割)																											
事業スケジュール	(準備期間、本実施期間、事業の評価等のスケジュール)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内 容</th> <th>詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	月	内 容	詳 細																								
	月	内 容	詳 細																									
めざす効果	(事業に取り組み、市民がどのような効果を受けるか。)																											
今後の展開	(事業終了後の事業展開)																											

備考 協働しようとする関係課 (分かる範囲でご記入ください。)

課名： ()

様式第4号（第9条関係）

提案団体概要調書

1 団体の名称及び設立時期

名 称 【

設立年月 【 年 月 日 】

2 所在地

〒

3 連絡先（上記以外にある場合）

4 代表者名

5 協働事業担当責任者

氏名

TEL

fax

email

6 団体の目的と活動概要

(1) 団体の目的・活動概要

(2) 正会員 人

7 これまでの主な活動実績（これまでに市や他の団体から助成及び委託を受けた場合等も記入）

8 構成員名簿（当該事業の運営に参加される方のみ記入）

No.	氏名	住所	備考（役職など）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

備考 人数が多い場合は、別紙として添付してください。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

団体目的等についての誓約書

団体名

代表者氏名

⑩

本団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

- 1 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 補助金交付要綱第8条第8号に規定する団体でないこと。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

年度 魚津市まちづくりチャレンジ協働事業選考結果通知書

様

魚津市長

印

年 月 日 付けで応募のあった魚津市まちづくりチャレンジ協働事業
について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 協働事業の名称

2 選考結果 採用 ・ 不採用

3 理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

団体所在地

団体名

代表者名

⑩

（担当者氏名）

（電話）

年度 魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金交付申請書

年度において魚津市まちづくりチャレンジ協働事業を実施したいので、魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

団体所在地

団体名

代表者名

⑩

（担当者氏名）

（電話）

年度 魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市まちづくりチャレンジ協働事業補助金について、魚津市補助金等交付規則第12条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 事業収支決算書

様式第9号（第14条関係）

事業報告書

事業の名称	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の内容	
役割分担	(提案団体が果たした役割)
	(市が果たした役割)
事業の成果と今後の展開	(どのような成果があったか。また、今後事業をどのように展開していくのか。中・長期的な目標を具体的に記入してください。)

備考 事業の実施状況が分かる写真、チラシ等を添付してください。

様式第10号（第14条関係）

事業収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
合 計			

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
(補助対象外経費)			
合 計			
補助対象経費			

備考 支出の内訳が分かる領収書等の写しを添付してください。